

必要書類と提出方法等について

手続き要否のチェック

同封の「4月分以降の児童手当（第3子以降加算の継続）について」とあわせてご確認ください。

「該当のお子さま」を4月以降も引き続き監護（相当）されますか？

※監護（相当）とは、お子さまのめんどうをみている（経済的負担をしている）ことをいいます。なお、お子さまの進学や就職、婚姻等の状況は問いません。

はい



以下の書類（※）を提出してください。

- ① 監護相当・生計費の負担についての確認書（全員）
- ② 児童手当額改定請求書（同封されている方のみ）

いいえ



書類の提出は不要です。

4月分以降の児童手当について、「該当のお子さま」は児童手当額算定時の児童等人数には算定されません。

（※）3月末時点で18歳（＝高校3年生相当）のお子さまがいる場合は、「① 監護相当・生計費の負担についての確認書」と「② 児童手当額改定請求書」両方の提出が必要となります。

<書類記入時の注意>

①「監護相当・生計費の負担についての確認書」については、同封の「4月分以降の児童手当（第3子以降加算の継続）について」に印字されている「該当のお子さま」の4月の状況について記入してください。

なお、3月中の状況を記入いただいた場合は書類不備となり、再度のご提出が必要となります。期限内に再提出がなかった場合は第3子以降加算の適用を受けることができなくなりますので、必ず4月の状況について記入してください。

また、学校名と卒業時期は正確に記入いただくようお願いいたします。特に学校名の誤りがあった場合や、学校名を複数記入された場合、「大学」や「留学」のみ記入された場合などは同様に書類不備となりますので、ご注意ください。

②「児童手当額改定請求書」については、監護（相当）する22歳年度末までのお子さま全員を記入してください。なお、同じく3月中の状況を記入いただいた場合は書類不備となり、再度のご提出が必要となります。また、こちらはご提出が必要なご家庭にのみお送りしています。同封が無い場合は提出不要となりますのでご承知おきください。

提出方法

同封の返信用封筒でご郵送いただくか窓口（世田谷区役所子ども家庭課または各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課）にて提出してください。なお、電子申請も可能です。

【電子申請について】

電子申請をする場合は、受給者本人のマイナンバーカードをご用意のうえ、右の二次元コードからアクセスしてください。



<電子申請入力時の注意>

- ・上記<書類記入時の注意>もご確認ください。
- ・電子申請をする場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」と「児童手当額改定請求書」両方の提出が必要です。なお、電子申請の「児童手当額改定請求書」は、同封の様式とは異なります。
- ・支給要件児童数を入力する際は、監護（相当）する22歳年度末までの児童すべての人数を入力してください。同封の「4月分以降の児童手当（第3子以降加算の継続）について」に印字されているお子さまの人数ではありませんのでご注意ください。
- ・「監護相当・生計費の負担についての確認書」については、必要事項をご記入のうえ、スキャナー機能等を使用して、画像データ・PDFデータ等でアップロードしてください。

よくあるご質問

- Q1** : 必要書類を提出しない場合、児童手当の支給額にどのような影響がありますか。
- A1** : 引き続き監護（相当）されている場合であっても、**書類のご提出がない場合は児童手当の金額を決定する際の算定人数に含まれなくなるため、4月分からの児童手当に第3子以降加算が適用されません。**
- Q2** : 提出期限を過ぎて書類を提出した場合は、児童手当の支給額にどのような影響がありますか。
- A2** : **提出日の翌月分から、「該当のお子さま」を児童手当の金額を決定する際の児童等人数に含めます。**
例えば4月17日に書類を提出された場合、第3子以降加算は提出月の翌月（5月分）から適用となり、**4月分の児童手当には第3子以降加算が適用されません**のでご注意ください。
- Q3** : 「該当のお子さま」について4月以降の進学先等が決まっていなかった場合はどうすればよいですか。
- A3** : **提出期限以降は遡って受付を行うことができませんので、引き続き監護（相当）される予定の場合は必ず期限内に提出してください。**なお、予備校に通われる等（来年に進学予定）の場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の職業等は「学生」を選択してください（詳しくは記入例をご覧ください）。
- Q4** : 毎年書類の提出が必要ですか？
- A4** : 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の職業等の欄について「無職」又は「その他」を選択した場合は、毎年6月頃に監護状況を確認させていただきます。

支給金額（児童一人当たり）について

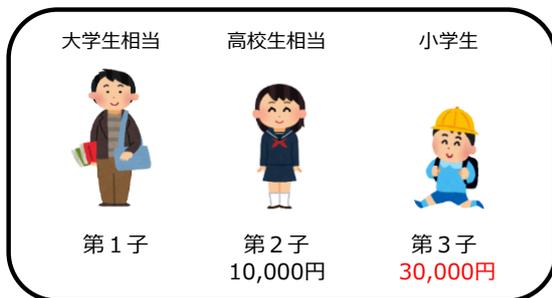
	年齢	月額
第1子・第2子	0歳～3歳未満（3歳になる誕生日）	15,000円
	3歳～高校生相当（18歳になる年度の3月末）	10,000円
第3子以降	3歳～高校生相当（18歳になる年度の3月末）	30,000円

※第何子かは、監護（相当）している22歳到達後最初の年度末までの児童等を含めて数えます。

第3子以降加算の適用について

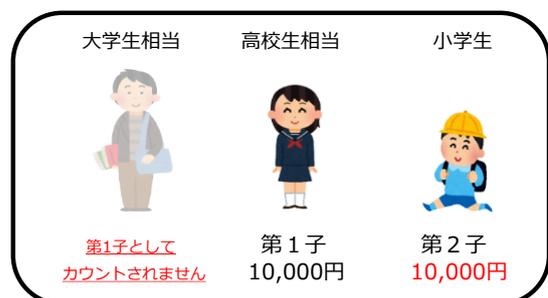
必要書類を提出期限までに提出していただくと、4月分以降も第3子以降加算が適用されます。

●第3子以降加算が適用される場合



月額：40,000円

●第3子以降加算が適用されなかった場合



月額：20,000円

※大学生相当者とは、18歳到達後最初の年度末を迎えた方から22歳到達後最初の年度末を迎えるまでの間にあたる方をいいます。

※4月分以降の児童手当支給額については、
受給者宛に4月下旬以降順次通知でお知らせします。

お問合せ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-2-33
世田谷区子ども・若者部 子ども家庭課子ども医療・手当担当
TEL：03-5432-2309